南砺市告示第２００号

南砺市地域生活支援拠点等事業実施要綱を次のように定める。

令和３年１１月１日

南砺市長　田　中　幹　夫

南砺市域生活支援拠点等事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成１８年厚生労働省告示第３９５号）に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の高齢化、重度化及び「親亡き後」を見据え、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、本市、砺波市及び小矢部市（以下「砺波圏域」という。）内の複数の事業者が機能を分担して面的な支援を行う地域生活支援拠点等の整備を推進し、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）障害者　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第４条第１項に定める障害者をいう。

　（２）障害児　法第４条第２項に定める障害児をいう。

（３）地域生活支援拠点等　「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成２９年７月７日障障発０７０７第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において示された地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制をいう。

（４）砺波地域障害者自立支援協議会　砺波圏域関係機関等で構成する、砺波地域の障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす協議の場として法第８９条の３第１項の規定に基づき設置している協議会をいう。

（地域生活支援拠点等事業の内容等）

第３条　地域生活支援拠点等事業は、次に掲げる事業を行うものとする。

（１）地域生活支援拠点等における機能を提供するための生活支援体制の整備を図る事業

（２）地域生活支援拠点等の機能の全部又は一部を地域において担う事業を実施する事業所を地域生活支援拠点等事業所として認定し、及び認定を促進する事業

２　地域生活支援拠点等における必要な機能は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）相談　障害者基幹相談支援センター（以下「基幹センター」という。）、委託相談支援事業者、特定相談支援事業者、一般相談支援事業者等とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

（２）緊急時の受け入れ及び対応　短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病又は障害者等の状態変化等の緊急時の受け入れ及び医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（３）体験の機会又は場の提供　地域移行支援又は親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会又は場を提供する機能

（４）専門的人材の確保及び養成　医療的なケアが必要な者、行動障害を有する者及び高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

（５）地域の体制づくり　基幹センター、委託相談支援事業者、特定相談支援事業者、一般相談支援事業者等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

　（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）

第４条　地域生活支援拠点等の機能の全部又は一部を地域において担う事業を実施できる事業所（以下「地域生活支援拠点等事業所」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

（１）市に住所を有する事業所であること。

（２）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」（平成１８年厚生労働省令第１７７号）第６条に規定する運営規程（以下「運営規程」という。）に、地域生活支援拠点等事業を行う事業所であることを規定していること。

（３）次に掲げるいずれかの指定を受けていること。

ア　法第３６条第１項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定又は法第３８条第１項の規定による指定障害者支援施設の指定

イ　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の１５第１項の規定による障害児通所支援事業所の指定又は同法第２４条の９第１項の規定による指定障害児入所施設の指定

ウ　法第５１条の２０第１項の規定による指定特定相談支援事業者の指定又は児童福祉法第２４条の２８第１項の規定による指定障害児相談支援事業者の指定

２　地域生活支援拠点等事業所として認定を受けた事業所は、地域生活支援拠点等の趣旨及び担う役割を十分に理解した上で、当該サービスに係る報酬の算定が可能となった場合には、適切に市長に対し障害福祉サービス費を請求するものとする。

　（地域生活支援拠点等事業所の認定等）

第５条　地域生活支援拠点等事業所の認定を受けようとする事業所（以下「申請者」という。）は、砺波圏域地域生活支援拠点等事業所認定申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）運営規程

（２） 運営規程の変更届出書の写し（富山県又は市の受付印のある届出書に限る。）

（３）第４条第１項第３号の指定を受けていることを証する書類

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、認定を決定したときは、砺波圏域地域生活支援拠点等事業所認定書（様式第２号。以下「認定書」という。）により申請者に通知し、認定しないときは、文書に理由を付しその旨を申請者に通知するものとする。

３　市長は、前項の規定による認定の決定の通知をしたときは、当該通知に係る認定書の写しを砺波地域障害者自立支援協議会の他の構成市に送付するものとする。

４　市長は、地域生活支援拠点等事業の円滑な実施のため、第２項の規定により認定した事業所（以下「認定事業所」という。）の、法人名、事業所名、所在地、実施する事業等必要な情報を公表するものとする。

５　認定事業所は、認定の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

６　認定事業所は、地域生活支援拠点等事業を廃止するときは、廃止する１箇月前までに市長に届け出なければならない。

（認定事業所の取消し）

第６条　市長は、認定事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

（１）第４条第１項に規定する要件を満たさなくなったとき。

（２）不正又は虚偽の申請により認定を受けたとき。

（３）前２号に掲げるもののほか、市長が認定事業所として不適当と認めたとき。

２　市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付し文書でその旨を認定事業所に通知するものとする。

（書類の保存）

第７条　認定事業所は、運営記録等の書類を整備し、当該事業を実施した日から起算して５年を経過した日の属する年度末まで保存しなければならない。

（報告及び検査）

第８条　市長は、必要があると認めるときは、認定事業所に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して運営記録その他関係書類を検査させることができる。

（秘密の保持）

第９条　認定事業所の職員等は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、地域生活支援拠点等事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。